

各位

会社名 MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社  
 代表者名 取締役社長 柄澤 康喜  
 (コード番号：8725 東証・名証各第一部)  
 問合せ先 広報・IR部課長 内藤 雅人  
 (TEL 03-3259-1347)

## コーポレートガバナンス態勢の強化について

当社は、従来より複数の社外取締役の選任や取締役会の内部委員会（人事委員会・報酬委員会）を設置するなど、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための経営体制の構築に努めておりますが、更なる強化のため、社外取締役を主体とした「ガバナンス委員会」の設置や取締役の選任基準の制定などを行いましたので、お知らせいたします。

今後も当社はグループの持続的成長と企業価値向上を目指し、2015年6月から適用が開始される「コーポレートガバナンス・コード」も踏まえてコーポレートガバナンス態勢の強化に取り組んでいきます。

### 1. 社外取締役を主体とした「ガバナンス委員会」等の新設

#### (1) ガバナンス委員会の新設

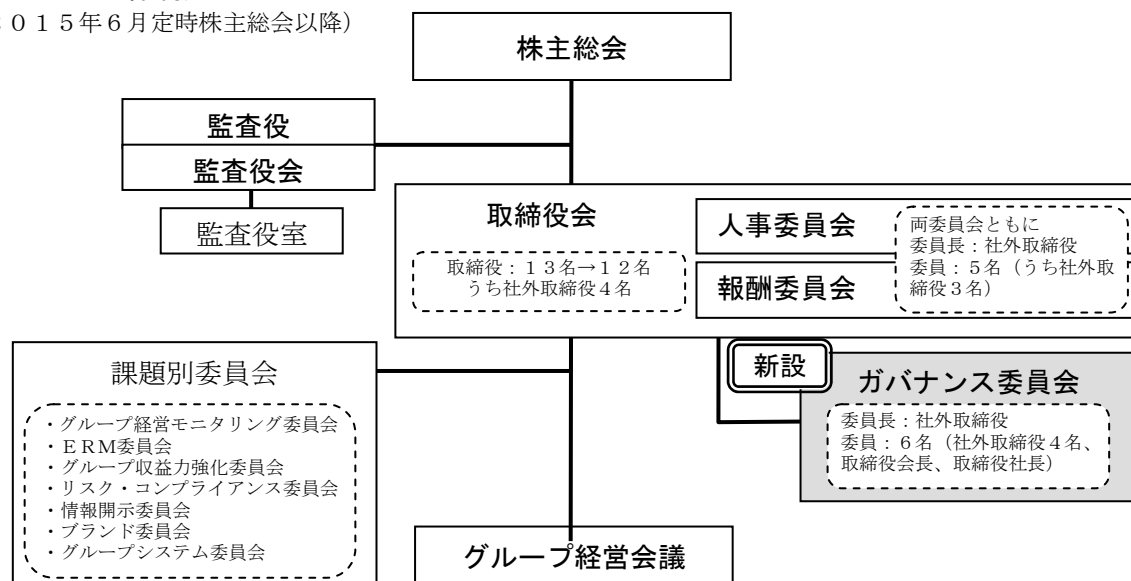
当社は、2015年度より「ガバナンス委員会」を取締役会傘下の委員会として設置しました。

位置づけ	取締役会傘下の委員会 <sup>(注)</sup>
構成	社外取締役全員（4名）、取締役会長、取締役社長
委員長	社外取締役の互選により選任することとしています。 2015年5月7日開催の第1回委員会において、小川 是（おがわ ただし）氏を選任しました。
目的	コーポレートガバナンスの状況や方針・態勢に関する事項について社外取締役が会長・社長と協議し、必要に応じ取締役会に提言する。
開催頻度	年2回程度

(注) 監査役会設置会社としての、法定ではない任意の委員会。

#### 《ガバナンス体制図》

(2015年6月定時株主総会以降)



## (2) 社外取締役による意見交換の機会の設定

当社は、2015年度より、社外取締役間の自由闊達で建設的な議論・意見交換を行う機会として以下の会議を設置し、定例開催します。

### ①社外取締役会議

社外取締役（4名）のみを構成員とする社外取締役会議を設置しました。社外取締役会議における議論を踏まえ、ガバナンス委員会で取締役会長・取締役社長と協議を行うこととしています。

### ②社外取締役・監査役合同会議

社外取締役（4名）および監査役（社外3名・社内2名）を構成員とする社外取締役・監査役合同会議を設置し、社外取締役と監査役との連携を図ります。

## 2. 独立社外取締役比率を3分の1に引き上げ

現在当社の取締役会は13名（男性12名、女性1名）で構成され、うち4名を社外取締役<sup>(注)</sup>としています。2015年6月22日に予定されている定時株主総会に提出する取締役候補者については全体を12名（男性11名、女性1名）に削減し、社外取締役候補者を引き続き4名（重任）とすることで社外取締役の比率を3分の1に引き上げます。

独立社外取締役には、引き続き自らの知見に基づき、会社の持続的成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図る観点から助言を行うとともに、経営の監督を行う役割を期待しています。

(注) 4名については、独立役員として、当社が上場している国内の金融商品取引所に届出を行っています。

## 3. 「取締役候補および監査役候補の選任基準」の制定

### (1) 概要

取締役会・監査役会がその役割・責務を実効的に果たすため、当社の取締役・監査役として望ましい資質・能力・適性に関して「取締役候補および監査役候補の選任基準」を当社取締役会において決定しました（概要は別紙のとおり）。

### (2) 独立性基準の見直し

社外役員の独立性の基準については2012年度より公表していますが、改正会社法や金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえて今般その内容を見直し、選任基準の中に盛り込んでいます。

### (3) 通算任期の設定

今後新たに就任する社外取締役および社外監査役の通算任期を次のとおり設定しました。

社外取締役	4期4年を目処とし、最長8期8年まで再任を妨げない。
社外監査役	原則として1期4年とするが、最長2期8年まで再任を妨げない。

## 4. 株式報酬型ストックオプションの導入

当社は、業績向上に対する役員意識を高めるため、2014年度より役員報酬額に占める業績連動報酬の割合を従来の約20%から約30%に引き上げました。

更に、2015年度より、業績向上による株価上昇および株価変動によるリスクを当社ならびに主要な子会社の役員と株主の皆さまとの間で共有することを目的として、2015年6月22日に予定されている定時株主総会に、株式報酬型ストックオプションの導入を提案します。

対象者 <sup>(注)</sup>	・当社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員 (注)当社の主要な子会社である三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の取締役（社外取締役を除く）・執行役員・理事にも同様のストックオプション制度を導入する。
ストックオプション制度の概要(※)	・会社業績連動報酬（現金支給）の一部を、自己株式による支給（新株予約権の割当）に変更する。 ・権利行使価額は1円（1株あたり1円で株式取得可能）とし、当社または主要グループ会社の役員を退任した日の翌日から10日以内に権利を行使できる。
実施時期等	・2015年度より役員報酬体系を改定する。 ・2015年度業績連動報酬を支給する2016年7月に、第1回ストックオプション割当を実施する。

(※)ストックオプションの詳細は、本日付「株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ」をご覧ください。

## 取締役候補および監査役候補の選任基準（概要）

### 1. 社外取締役候補および社外監査役候補

次に掲げる要件を満たすこと。

- ・会社法が定める取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
- ・保険業法が定める保険持株会社の取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
- ・十分な社会的信用を有すること。
- ・社外監査役にあつては保険業法等が定める保険会社の監査役の適格性を充足すること。

加えて以下(1)～(3)を満たすこと。

#### (1) 適格性

会社経営に関する一般的常識および取締役・取締役会の在り方についての基本的理解に基づき、経営全般のモニタリングを行い、アドバイスをを行うために必要な次に掲げる資質を有すること。

- ・資料や報告から事実を認定する力
- ・問題およびリスク発見能力・応用力
- ・経営戦略に対する適切なモニタリング能力および助言能力
- ・率直に疑問を呈し、議論を行い、再調査、継続審議、議案への反対等の提案を行うことができる精神的独立性

#### (2) 専門性

経営、経理、財務、法律、行政、社会文化等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を挙げていること。

#### (3) 独立性

次に掲げる者に該当しないこと。

- ①当社または当社の子会社の業務執行者
- ②当社の子会社の取締役または監査役
- ③当社を主要な取引先とする者（その直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを、当社または当社の子会社から受けた者）またはその業務執行者
- ④当社の主要な取引先（当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料（除く積立保険料）の2%以上の支払いを当社の子会社に対して行った者）またはその業務執行者
- ⑤当社の上位10位以内の株主（当該株主が法人である場合は当該法人の業務執行者）
- ⑥当社または当社の子会社が取締役を派遣している会社の業務執行者
- ⑦当社または当社の子会社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
- ⑧過去5年間において上記②から⑦のいずれかに該当していた者
- ⑨過去に当社または当社の子会社の業務執行者であった者
- ⑩上記①から⑨までに掲げる者の配偶者または二親等内の親族

#### (4) 通算任期

2015年4月1日以降に新たに就任する社外取締役および社外監査役の通算任期を次のとおりとする。

- ①社外取締役にあつては、4期4年を目処とし、最長8期8年まで再任を妨げない。
- ②社外監査役にあつては、原則として1期4年とするが、最長2期8年まで再任を妨げない。

### 2. 社外取締役以外の取締役候補および社外監査役以外の監査役候補

次に掲げる要件を満たすこと。

- ・会社法が定める取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
- ・保険業法が定める保険持株会社の取締役、監査役の欠格事由に該当しないこと。
- ・保険業法等が定める保険会社の常務に従事する取締役、監査役の適格性を充足すること。

加えて、多様な経験や専門性の高い経験等を有し、リーダーシップの発揮により企業理念を体現すること。

以上